

提出期限：令和7年1月31日（金）

令和7年度 償却資産（固定資産税）の申告について

事業用の償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有する資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

下記の要領により申告書等を作成のうえ、期限内に必ず提出いただきますようお願いいたします。

申告していただく方

事業を行っている方で、毎年1月1日現在、嬉野市内において償却資産（土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの）を所有している方。

*** 申告対象資産の所有者が、申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、過料が科せられる場合があります。（地方税法第386条、嬉野市税条例第75条）**

*** 無申告者に対しては、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行います。**

申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在で事業の用に供することができる資産のうち、

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

償却済資産（減価償却が終わった資産）

遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）

簿外資産（帳簿には記載されていないが、本来は減価償却可能な資産）

（2）耐用年数が1年を超えて、取得価格が10万円以上の資産（1個・1組あたり）

・ 法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。

・ 10万円以上20万円未満の資産で3年間一括償却（国税）した資産は申告対象外です。

作成していただく書類

〔本市申告書で申告される場合〕

書類名	注意事項
償却資産申告書	住所・氏名（社名）・電話番号を記入・確認をお願いします。 資産の移動について、右下の備考欄へ、該当するものにチェック又は記入してください。 <u>廃業・解散・事業継承等は年月日まで記入し、提出してください。</u>
種類別明細書	1 資産内容が印字されている場合 前年までに申告されている資産が印字されています。異動があった資産を朱書きで加除修正してください。 2 資産内容が印字されていない場合 令和7年1月1日 現在、所有しているすべての資産を記入してください。

〔電算処理による独自様式で申告される場合〕

増加・減少した資産のみではなく、令和7年1月1日現在に所有するすべての資産について評価額等を算出し、申告してください。資産の内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	本市の申告書に記載されている「所有者コード」を記入していただくか、本市から送付しました申告書を白紙のまま同封して提出してください。
電算処理による種類別明細書	1 本市様式の種類別明細書にある記載事項のすべてを記載してください。 2 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 3 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記入してください。 4 種類ごとに区分し、それぞれの合計額を記入してください。 5 資本的支出（改良費）については新たな資産の取得とみなし、本体と区別して評価計算を行ってください。 6 圧縮記帳、特別償却は認められません。

〔令和7年度に初めて申告される場合〕

令和7年1月1日現在、所有するすべての償却資産について「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を下記及び記載例により作成してください。

【評価のしくみ】

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- ・前年中に取得された償却資産 評価額＝取得価額×（1－減価率×1/2）
- ・前年前に取得された償却資産 評価額＝前年度の評価額×（1－減価率）

ただし、評価額が（取得価額×5%）より小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります。

- ・取得価額 購入の場合、購入代価（圧縮前の取得価格で申告してください）
税込経理方式の場合は消費税込みで、税抜経理方式の場合は消費税抜きの取得価格を申告してください。
- ・耐用年数 国税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご参照ください）

※国税資料等の閲覧について

嬉野市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、嬉野市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め、個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果により、過年度に遡及して賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ・償却資産申告書[第二十六号様式（提出用）]
- ・種類別明細書[第二十六号様式別表一（提出用）]

「償却資産申告書」、「種類別明細書」とも2部ずつ送付しておりますので1部を提出し、もう1部は控えとして保管してください。

* 郵送の場合、申告書の控えに受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・課税標準の特例がある資産を取得された場合…… 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書（特例適用申請書はホームページに掲載しています） 事実を証明する書類（写）
- ・非課税資産を取得された場合…… 非課税申告書、事実を証明する書類（写）
- ・短縮耐用年数を適用された場合…… 国税局長の承認通知書（写）
- ・増加償却をされた場合…… 税務署長への届出書（写）
- ・減免該当資産を所有された場合…… 減免申請書、事実を証明する書類（写）

これらの書類を提出される場合は、申告書右下の備考欄に添付資料の名称を記載してください。

《社会保証・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴う本人確認の実施について》

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられています。個人番号を記載された場合は、個人番号確認に係る本人確認資料を添付していただく必要があります。郵送で提出する場合は写しを同封してください。

（確認資料） 番号確認資料：個人番号カードまたは通知カード

身元確認資料：個人番号カードまたは運転免許証、健康保険証 等

提出先

FAXやメールによる申告は、受け付けることができません。

○窓口持参の場合（土・日・祝日を除く） 8:30～17:15

《嬉野庁舎》

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地
嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課

《塩田庁舎》

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
嬉野市役所 塩田庁舎 市民課

○郵送の場合

《嬉野庁舎》

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地
嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課

窓口持参の場合、提出期限間近になりますと混雑しますので、早めの提出にご協力ください。郵送や電子申告（エルタックス）をご利用いただくと大変便利です。電子申告手続きの詳細につきましては、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

【業種別の主な償却資産の例】

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、賃借人が施工した内装・電気ガス水道設備工事等、日よけ、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器、事務機器、自動販売機など
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドウなど
飲 食 店 業	接客用家具、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機など
理 容 ・ 美 容 業	理(美)容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポールなど
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT スキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器)など
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、放送設備、洗濯設備、自家発電装置、温泉循環施設、温泉用配管施設など
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど)、ミキサー、コンクリートカッターなど
製 造 業	受変電設備、金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器、定盤、プレス機、溶接機、カッター、研磨機、モーター、検査工具、取付工具、クレーンコンプレッサー、コンデンサー、リフト、ドリル、金型、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備、福利厚生設備など
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、構内装置、独立キャノピーなど
農 業	※農業用機械(噴霧機、播種機、耕運機、選果機など)、ビニールハウス、ネット、精米機、予冷库、畜舎、鶏舎、搬送用モノレールなど
不 動 産 賃 貸 業	外構(駐車場舗装、フェンス、ゴミ置場、自転車置場、緑化設備など)、太陽光発電設備、ルームエアコン、屋外給排水設備など
駐 車 場 業	フェンス、照明等の電気設備、駐車設備(機械設備、ターンテーブル)、立体駐車場など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、給排水設備など
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、デジタル印刷システム設備など
売 電 業	太陽光発電設備、フェンスなど

※乗用型のトラクターやコンバインなどの軽自動車税として課税するものについては、償却資産としての申告は不要です。

【国税（法人税・所得税）と固定資産税（償却資産）との比較】

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	定率法、定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
評価額の最低限度	取得価格の5%	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と区分して評価）	原則区分評価、一部合算も可

【課税標準の特例の適用を受ける償却資産】（一部抜粋）

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、取得後数年間、固定資産税が軽減されます。

該当する資産をお持ちの方は、「償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書」に添付書類を添えて提出してください。

特例対象資産	適用条項 （地方税法）	特例率	特例年限	添付書類
中小企業者等が「先端設備等導入計画」の認定後に、計画に基づき取得した機械装置、工具、器具備品、建物附属設備（建物付帯設備については家屋の評価対象は含まない）	法附則第15条 第45項	1/2	取得後3年間	<ul style="list-style-type: none"> 計画申請書の写し 認定書の写し 工業会等による仕様証明書の写し 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し（賃上げ表明した場合のみ） リース契約見積書の写し（リース会社が申告する場合のみ） リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し（リース会社が申告する場合のみ）
		1/3	取得後5年間 （賃上げ表明し、令和6年3月31日までに取得した設備の場合）	
			取得後4年間 （賃上げ表明し、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備の場合）	

【太陽光発電設備に係る固定資産税の特例】

出力規模	太陽光発電		太陽光発電※1	
	1,000kw 未満	1,000kw 以上	1,000kw 未満	1,000kw 以上
特例割合	2/3	3/4	2/3	3/4
取得期間	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得		令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得	
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分		新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	
添付書類	・補助事業者が交付する補助金が確定したことが証明できる書類の写し ・出力規模が証明できる資料(仕様書・見積書等)		・補助事業者が交付する補助金が確定したことが証明できる書類の写し ・出力規模が証明できる資料(仕様書・見積書等)	
摘要条項			法附則第15条第25項	

※1の太陽光発電設備について、FIT・FIP 制度の認定を受けたものを除き以下の要件を満たす設備が対象です。

・グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した 1,000kW 未満の設備

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

または、

・以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備(建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く)

①二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)

②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)

③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

問い合わせ先 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課 固定資産税G TEL 0954-42-3305 (直通)